令和6年度調剤報酬改定 **併算定可否一覧表**



2024年4月16日 東和薬品株式会社 医薬政策課

本資料は正確性を保証するものではありません。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否

		眼			J	料か
	項目	服薬管理指導料	手帳減算に該当する場合	た場合する他の薬剤師が対応しかかりつけ薬剤師と連携	かかりつけ薬剤師指導料	かりつけ薬剤師包括管理
————— 算料調	重複投薬·相互作用等防止加算	0	×	0	0	×
等剤 の管	調剤管理加算	0	×	0	0	×
加理	医療情報取得加算	0	×	0	0	×
	麻薬管理指導加算	0	×	0	0	×
服薬管理指導料の加質	特定薬剤管理指導加算1	0	×	0	0	×
	特定薬剤管理指導加算 2	0	×	0	0	×
	特定薬剤管理指導加算3	0	×	0	0	×
	乳幼児服薬指導加算	0	×	0	0	×
	小児特定加算	0	×	0	0	×
异	吸入薬指導加算	0	×	0	0	×
外来服薬支援	外来服薬支援料 1		0	0	0	×
外来服薬支援	料 2	0	0	0	0	×
服用薬剤調整	支援料1	0	0	0	0	×
服用薬剤調整	支援料2	0	0	0	0	×
調剤後薬剤管理指導料 1		0	0	0	0	×
調剤後薬剤管理指導料 2		0	0	0	0	×
服薬情報等提供料 1		0	0	0	×	×
服薬情報等提供料 2		0	0	0	×	×
服薬情報等提供料 3		0	0	0	×	×
在宅患者重複投薬·相互作用等防止管理料		×	×	×	×	×
経管投薬支援料		0	0	0	0	0

出典:厚生労働省_令和6年度診療報酬改定について(2024/03/05)保医発0305第4号 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否

	項目	料在宅患者訪問薬剤管理指導	理指導料※1フライン薬剤管	指導料在宅患者緊急訪問薬剤管理	剤管理指導料※1	料在宅患者緊急時等共同指導
算料調 等剤 の管 加理	重複投薬·相互作用等防止加算	×	×	×	×	×
	調剤管理加算	0	\circ	\circ	0	0
	医療情報取得加算	\circ	\circ	\circ	0	\circ
算 管理指導料等の加 在宅患者訪問薬剤	麻薬管理指導加算	0	Δ	0	Δ	\circ
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	0	×	0	×	0
	乳幼児加算	\circ	\triangle	0	\triangle	\circ
	小児特定加算	\circ	Δ	\circ	Δ	\circ
	在宅中心静脈栄養法加算	0	×	0	×	\circ
外来服薬支援	薬支援料1 × ×		×	×		
外来服薬支援	料 2	0	0	0	0	0
服用薬剤調整	支援料 1	\circ	\circ	\circ	0	\circ
服用薬剤調整	支援料 2	0	0	0	0	0
調剤後薬剤管理指導料1		0	0	0	0	0
調剤後薬剤管理指導料 2		0	0	0	0	0
服薬情報等提供料 1		×	×	×	×	×
服薬情報等提供料 2		×	×	×	×	×
服薬情報等提供料 3		×	×	×	×	×
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		0	0	0	0	0
経管投薬支援料		0	0	\circ	0	\circ

^{※1} 在宅患者オンライン薬剤管理指導料及び在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料の算定に当たっては、麻薬管理指導加算、乳幼児加算及び小児特定加算は外来における点数を算定する。(別表では△として記載している。)

出典:厚生労働省_令和6年度診療報酬改定について(2024/03/05)保医発0305第4号 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

同一月内における服薬情報等提供料及び在宅患者訪問薬剤管理指導料と他の薬学管理料の算定の可否

	項目	2、3 服薬情報等提供料1、	理指導料在宅患者訪問薬剤管
服薬管理指導料	0		
かかりつけ薬剤師打	×	×*²	
かかりつけ薬剤師な	×	X	
の調	重複投薬·相互作用等防止加算	0	
加剤	調剤管理加算	0	0
理料	医療情報取得加算	0	0
	麻薬管理指導加算	0	
服薬	特定薬剤管理指導加算1	0	
管理	特定薬剤管理指導加算2	○*1	
服薬管理指導料の加算	特定薬剤管理指導加算3	0	× ^{※2}
料	乳幼児服薬指導加算	0	
加加	小児特定加算	0	
异 【	吸入薬指導加算	○*1	
外来服薬支援料	1	0	×
外来服薬支援料 2		0	0
服用薬剤調整支援料 1		0	0
服用薬剤調整支援料 2		○*1	0
調剤後薬剤管理指導料1		○*1	0
調剤後薬剤管理	○*1	0	
経管投薬支援料	0	0	

^{※1} 当該薬学管理料の算定に係る保険医療機関への情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。

出典:厚生労働省_令和6年度診療報酬改定について(2024/03/05)保医発0305第4号 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

^{※2} 訪問薬剤管理指導の薬学的管理指導計画に係る別の疾病又は負傷に係る臨時の処方を行った場合を除く。